

阿久比町分別収集計画

(第 1 1 期)

令和 7 年 8 月
阿久比町建設經濟部環境課

阿久比町分別収集計画

1 計画策定の意義

輝く子どもたちを緑が包むまちの創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理は燃えるごみ、燃えないごみの最終処分を東部知多衛生組合によって行っており、組合での焼却処理量の削減のために、令和7年度からは新たにミックス古紙及び廃食用油の資源回収を開始するなど、リサイクルを主としたごみ処理への転換を推進しているところである。また、再利用できるものの排出者と買取業者をマッチングするサービスの事業者と協定を結び、リユースの促進を図る取り組みを開始し、ごみの減量に向けた新たな角度からのアプローチにも努めているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器リサイクル法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進するものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進することで、廃棄物の減量や処理施設、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、もって、持続可能な循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを促進する。
- ・ すべての関係者が一体となった取組により環境負荷の低減を図る。
- ・ 住民参加型のごみの減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（容器リサイクル法第8条第2項第1号）

（t）

種類 \ 年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,161	1,172	1,177	1,185	1,193
製品プラスチック	112	113	114	115	115

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(容器リサイクル法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。また、今後、より効率的な容器包装廃棄物の分別収集に関する方策を進めるため、住民、事業者の意見を反映させていく。

- ・啓発活動、環境教育の充実を図る。
 - ① 分別収集の徹底を図るため、地区への報償金助成のあり方を検討する。
 - ② 商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意見を啓発する。
 - ③ 買物バッグを持参するマイバッグ運動や水筒などのマイボトル活用を推進する。
 - ④ 詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することを啓発する。
 - ⑤ ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。
- ・分別収集促進のため、容器包装廃棄物回収場所の整備を進める。
 - ① 小売店、自治会等での分別収集実施場所の把握、周知に努める。
 - ② 排出者の利便性向上のため常設型の回収拠点を整備する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (容器リサイクル法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、阿久比町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール類・アルミ類
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	雑びん（カレット）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙類（紙パック類）
主として段ボール製の容器	紙類（段ボール類）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙類（ミックス古紙）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（白色トレイ含む。）	プラスチック
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの。）	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
 容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品
 プラスチックの量の見込み (容器リサイクル法第8条第2項第4号) (t)

種類 \ 年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	27		27		27		28		28	
主としてアルミ製の容器	34		35		35		35		35	
無色のガラス製容器	合計 57		合計 57		合計 58		合計 58		合計 59	
	引渡数量 0	独自処理量 57	引渡数量 0	独自処理量 57	引渡数量 0	独自処理量 58	引渡数量 0	独自処理量 58	引渡数量 0	独自処理量 59
茶色のガラス製容器	合計 43		合計 43		合計 43		合計 44		合計 44	
	引渡数量 0	独自処理量 43	引渡数量 0	独自処理量 43	引渡数量 0	独自処理量 43	引渡数量 0	独自処理量 44	引渡数量 0	独自処理量 44
その他のガラス製容器	合計 43		合計 43		合計 43		合計 44		合計 44	
	引渡数量 28	独自処理量 15	引渡数量 29	独自処理量 14	引渡数量 29	独自処理量 14	引渡数量 29	独自処理量 15	引渡数量 29	独自処理量 15
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6		6		6		6		6	
主として段ボール製の容器	164		165		166		168		169	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計 15									
	引渡数量 0	独自処理量 15								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計 76		合計 77		合計 77		合計 78		合計 78	
	引渡数量 0	独自処理量 76	引渡数量 0	独自処理量 77	引渡数量 0	独自処理量 77	引渡数量 0	独自処理量 78	引渡数量 0	独自処理量 78
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイ含む。)	合計 272		合計 274		合計 276		合計 278		合計 280	
	引渡数量 272	独自処理量 0	引渡数量 274	独自処理量 0	引渡数量 276	独自処理量 0	引渡数量 278	独自処理量 0	引渡数量 280	独自処理量 0
製品プラスチック(プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集するもの。)	合計 14		合計 14		合計 15		合計 15		合計 15	
	引渡数量 14	独自処理量 0	引渡数量 14	独自処理量 0	引渡数量 15	独自処理量 0	引渡数量 15	独自処理量 0	引渡数量 15	独自処理量 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

$$= \text{令和6年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は阿久比町人口ビジョンにおける令和12年度の人口展望シミュレーション値を基に次のとおり設定した。

(推計人口及び人口変動率)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
28,249人 (対前年度比) 100.74%	28,457人 (対前年度比) 100.74%	28,667人 (対前年度比) 100.74%	28,878人 (対前年度比) 100.74%	29,090人 (対前年度比) 100.73%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(容器リサイクル法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

収集段階、運搬段階、選別・保管等の実施者について下表に示す。

容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類		収集に係る分別の区分	収集段階	運搬段階	選別・保管段階
金属類	スチール製容器	スチール類	ステーションでの分別収集	委託業者による指定日回収	委託業者
	アルミ製容器	アルミ類			
ガラス	無色のガラス製容器	雑びん(カレット)	ステーションでの分別収集	委託業者による指定日回収	委託業者
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙容器(紙パック)	紙類(紙パック類)	ステーションでの分別収集	委託業者による指定日回収	委託業者
	段ボール製容器	紙類(段ボール類)			
	その他の紙製容器包装	紙類(ミックス古紙)			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	ステーションでの分別収集	委託業者による指定日回収	委託業者
	白色トレイ	プラスチック	ステーションでの分別収集	委託業者による指定日回収	委託業者
	その他のプラスチック製容器包装				
	製品プラスチック				

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(容器リサイクル法第8条第2項第6号)

現在、資源ごみは、回収業者の民間保管施設を利用してリサイクルルートに乗せており、また、一般ごみに混入した資源物は、東部知多衛生組合で選別を行ってリサイクルしている。

分別収集の用に供する施設等について下表に示す。

分別収集する容器包装廃棄物・製品プラスチックの種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール類	プラスチックコンテナ	3 t 平ボディ車	民間
アルミ製容器	アルミ類	麻袋もしくはプラスチックコンテナ	3 t 平ボディ車	民間
無色のガラス製容器	雑びん (カレット)	プラスチックコンテナ	3 t 平ボディ車	民間委託 (選別・破碎)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器 (紙パック)	紙類 (紙パック類)	縛る	3 t 平ボディ車	民間
段ボール製容器	紙類 (段ボール類)	縛る	3 t 平ボディ車	民間
その他の紙製容器包装	紙類 (ミックス古紙)	縛るもしくは 任意の袋	3 t 平ボディ車	民間
ペットボトル	ペットボトル	麻袋もしくはプラスチックコンテナ	3 t 平ボディ車	民間委託 (選別・圧縮)
その他のプラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)	プラスチック	透明もしくは半透明の袋	4 t パッカー車	民間委託 (選別・圧縮)
製品プラスチック				

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・事業者が行う容器包装の自主的な回収と、住民に資源化を推進させるため、協力して啓発を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。